

(参考)

大阪市立学校活性化条例(抜粋)

(小学校の学級数の適正規模の確保)

- 第16条 教育委員会は、小学校の学級数の規模を適正規模(児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。)にするよう努めなければならない。
- 2 適正規模は、学級数が12から24までであることとする。
  - 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かななければならない。
  - 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの(以下「適正配置対象校」という。)について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画(以下「学校再編整備計画」という。)を策定しなければならない。
  - 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、適正配置対象校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。
  - 6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
  - 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かななければならない。
  - 8 前2項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則(抜粋)

(学校適正配置検討会議)

- 第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定又は変更した場合には、条例第16条第7項に基づき学校再編整備計画について意見を聴取する場として、学校適正配置検討会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該適正配置対象校及び適正配置関係校(以下「当該学校等」という。)の校長の意見を聴いて、当該学校等の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
    - (1) 当該学校等に在籍する児童の保護者
    - (2) 当該学校等の所在する地域の住民
    - (3) 当該学校等における学校協議会の構成員
    - (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者
  - 3 委員の定数は原則として当該学校ごとに5名以内とし、当該学校適正配置検討会議ごとに定める。
  - 4 委員の任期は、特に必要がある場合を除き、委嘱の日から4年以内とする。
  - 5 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 6 会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。
    - (1) 学校再編整備計画に関すること
    - (2) 学校名案、校章、校歌及び標準服、その他必要な事項に関すること
  - 7 会議は、原則として公開するものとする。
  - 8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、また当該学校に在籍する児童について、当該児童が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。